## 規則

埼 玉県地 方独 立行政法人埼玉 県立病院機構評価委員会規 則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 埼玉県規則第三十三号

埼玉県地方独立行政法 人埼 玉県立 病 院 機 構 評 価 委員 会 規 則

(趣旨)

第 価委員会 第十七号) (組織) この (以 下 第六 規 則 条の は、 「委員会」 執行 規定に基づ 機 とい 関  $\mathcal{O}$ う。 き、 附 属  $\overline{\phantom{a}}$ 埼玉 機関 に 県 に 0 い 地方独立行 関する条例 て 必要な事項を定め 政法 昭昭 和二十 人埼 玉 -八年埼玉 るも 県立病院 のとする。 一県条例 機 評

第二条 委員会は、委員五人以内をもって組織する。

2 委嘱する。 委員は、 医 療 又は経営に 関 広く カュ 9 高 11 識見を有する者のうち カュ 5 知 事 が

3 くことができる。 委員会に、 特別  $\mathcal{O}$ 事 項を調査審議 させるため必要が あるときは、 臨 時 委員 を 置

(委員の任期)

第三条 期間とする 委員の 任期は、 二年とする。 ただし、 補 欠の委員  $\mathcal{O}$ 任期 は、 前 任者  $\mathcal{O}$ 

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 四条 臨 時委 員 は、 当 該 特 别  $\mathcal{O}$ 事 項 に 0 VI て学識 経 験  $\mathcal{O}$ あ る者  $\mathcal{O}$ う ち カュ 6 知

が委嘱する。

2 臨時委員の 任 期 は 当 該 特 别  $\mathcal{O}$ 事 項 を 調 査 審 議 す る 期 間 とす る

(委員長)

第 五条 委員会に委員長を置き、 委員  $\mathcal{O}$ 互 選に より これ を 定  $\emptyset$ る

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に 事故があるときは、 委員長があ ら かじ 8 指 名 する委員がそ  $\mathcal{O}$ 職 務 を代

理する。

(会議)

第六条 委員会  $\mathcal{O}$ 会議 は 委員長が 招 集 そ  $\mathcal{O}$ 議長と なる。

第二項に 委員会は、 お 委員及 て 「委員 び 当該議事 11 う。 に 関 係  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 過 あ 半数 る 臨 時 が 出席 委員 (次項、 なけ れ ば、 第八条及び 会議を 第九

議決をすることができない

- 3 委員会の議事は、 出席した委員等の過半数で決し、 可否同数のときは、 議長  $\mathcal{O}$
- 決するところによる。
- 4 前項の場合において、 議長は 委員として議決に 加 わることが できな V

(関係者の出席)

第七条 委員会は、 必 要があると認めるときは、 関係 者  $\mathcal{O}$ 出席を求め て、 意見を聴

くことができる。

(会議の公開)

第 八条 委員会の会議は、 公開する。 ただし、 出席した委員等の三分の二以上の多

数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第九条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、 議長の ほ か、 出 席 た委員等  $\mathcal{O}$ うち カュ ら議長が指名する委員等が

署名し、又は記名押印しなければならない。

(庶務)

第十条 委員会  $\mathcal{O}$ 庶務は 保健 医 療 部 保健 医療政策課に お いて処理する。

(委任)

第十一条 この 規 則に · 定 め るも  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 委員会の 運営に 関 必要な事項は、 委員

長が委員会に諮って定める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。